

NPO法人の条例個別指定制度
に係る諸手続の手引き

令和3年1月

登別市市民生活部市民協働グループ

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

- 条例 ……………登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（令和2年条例第27号）
- 規則 ……………登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（令和3年規則第1号）
- 道条例 ……………北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号）
- 法 ……………特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
- 法令 ……………特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
- NPO法人 ……………特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- 認定NPO法人 ……特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
- 指定NPO法人 ……登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第2条第2項に規定する控除対象特定非営利活動法人
- 所轄庁 ……………特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）
- 法人令 ……………法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
- 法人規 ……………法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）